

## 第2次福山市地産地消促進計画



2016年（平成28年）3月  
福山市

# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1 策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間 .....	2
<b>第2章 これまでの取組と課題</b> .....	3
1 安心・安全な農林水産物の供給 .....	3
(1) 担い手の育成・確保 .....	3
(2) 産地の育成強化 .....	4
(3) 農地の有効活用 .....	4
(4) 安心・安全の確保 .....	5
2 地域内流通の仕組みづくり .....	6
(1) 消費者ニーズに対応した流通の多様化 .....	6
(2) 学校・保育所給食等への地場産農林水産物の使用拡大 .....	8
3 生産者と消費者の相互理解の促進 .....	9
(1) 農林水産業とふれあう場の創出 .....	9
(2) 「食育」の推進 .....	11
<b>第3章 計画の方向</b> .....	13
1 基本方針 .....	13
2 施策の内容 .....	13
(1) 安心・安全な農林水産物の供給 .....	13
(2) 地域内流通の仕組みづくり .....	15
(3) 生産者と消費者の相互理解の促進 .....	16
<b>第4章 計画の推進</b> .....	18
1 基本目標 .....	18
2 推進体制 .....	18

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 策定の趣旨

本市では、「旬」と「彩り」にあふれる農林水産物の生産振興を図り、生産者、流通関係者及び消費者が連携を深め、食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普及と地域の活性化をめざし、地産地消に協働して取り組む指針として、2012年（平成24年）3月に2015年度（平成27年度）を目標年度とした「福山市地産地消促進計画」を策定し、地産地消推進運動を展開してきました。

福山市地産地消促進計画は本年度で終了するため、これまでの取組を検証したところ、耕作放棄地対策の取組として国交付金や市補助制度の活用促進、学校給食における農産物直接納入制度やブロック別献立等の拡充、また、有機農業やエコファーマーなどの環境保全型農業の推進において成果が見られました。一方で、担い手の育成・確保、新たな販路の開拓、新商品開発やブランディングによる付加価値の向上、地産地消への理解を促進するための効果的な情報発信などにおいて、課題も多く残されています。今後、食の安心・安全や環境への負荷低減など、地産地消の取組が重要性を増す中、引き続き地産地消推進運動を効果的に展開していくことが必要です。

そのため、現行計画における取組の検証結果をもとに、地産地消推進運動を全市的な取組として継続し、「食」「農」「健康」「環境」を考え行動するための指針として「第2次福山市地産地消促進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

「第2次福山市地産地消促進計画」は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づけるものです。

計画の策定にあっては「福山市農業振興ビジョン」（2011年（平成23年）3月策定）、「第2次福山市食育推進計画」及び「第2次福山市健康増進計画」（2013年（平成25年）3月策定）等と相互に連携・補完しながら、効果的な推進を図るものとします。

## 3 計画期間

第2次福山市地産地消促進計画の計画期間は、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までの5年間とします。ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合は、必要に応じて所要の見直しを行うこととします。

## 第2章 これまでの取組と課題

「福山市地産地消促進計画」について目標値の達成状況や、本市や関係団体がこれまで取り組んできたことを検証しました。ここで明らかになった課題については、「第2次福山市地産地消促進計画」において解決に向け取り組んでいきます。

ここでは、これまでの取組と課題について、概略をまとめました。

### 1 安心・安全な農林水産物の供給

#### (1) 担い手の育成・確保

##### 【これまでの取組】

- 定年帰農者、非農家出身の新規就農者などの多様な担い手に対する就農相談や栽培指導
- 安定的な経営を実施するための研修会や講演会の開催
- 新規就農者の農地確保や農地の効率的な利用を促進するための農地情報の提供



[担い手研修]

##### 【現状と課題】

認定農業者の数は計画策定時から増加していますが、引き続き農業に対する意欲と技術を持ち、先進的な農業経営をめざす担い手を育成するため、各種団体や関係機関と連携した取組が必要です。一方で、女性の認定農業者が少ないため、女性農業者が活躍できる環境づくりと啓発活動を実施する必要があります。

## (2) 産地の育成強化

### 【これまでの取組】

- 収益性の高い品目を中心に栽培面積の拡大，新規就農者の確保
- 県や県漁協等と連携した新規漁業就業者への支援
- 新規就農者や新規漁業就業者への研修の実施，受け入れ体制の整備

### 【現状と課題】

農業では，担い手研修，ぶどう塾，園芸作物生産団体が実施する新規就農者等の研修，水産業では，短期研修，長期研修，総合研修，操業実践研修，フォローアップ研修で研修生を受け入れました。

今後は，研修修了後の経営を早期に安定させるための支援や，技能や技術の継続的な指導が必要です。また，産地での受け入れ体制の強化や研修希望者を増やすため広く情報提供を行うことが必要です。

## (3) 農地の有効活用

### 【これまでの取組】

- 福山地域耕作放棄地対策協議会と連携した国交付金の活用促進
- 地域ぐるみで実施する耕作放棄地再生・活用の取組支援
- 自走式草刈り機の貸出しによる耕作放棄地の発生防止の取組



[耕作放棄地 解消前]



[耕作放棄地 解消後]

### 【現状と課題】

耕作放棄地は，農業者の高齢化や減少が進むため，増加すること

が懸念され、地域団体などにより耕作放棄地の発生を未然に防止し、再生・活用する取組が必要です。

また、人・農地プラン作成の推進、農地中間管理事業や農地情報提供事業などの活用による農地の流動化の促進が必要です。

#### (4) 安心・安全の確保

##### 【これまでの取組】

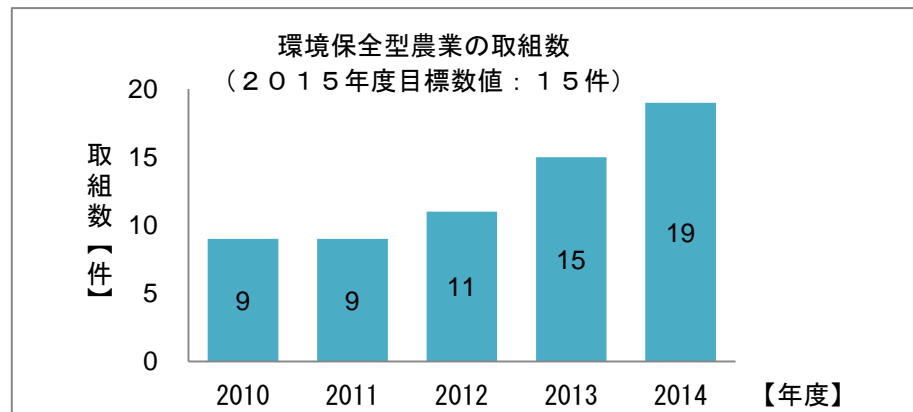
- 農産物の適正栽培や農薬の安全使用についての講習会などによる制度周知や適切な使用の推進
- 栽培履歴記帳の励行の促進
- 有機農業やエコファーマーなどの環境保全型農業の制度周知
- ふくやまブランド農産物認定品目の残留農薬検査の実施による安全性の確保



[フェロモントラップ設置]

##### 【現状と課題】

環境保全型農業の取組数は増加しており、市内農業者の関心が高まっています。さらなる取組数の拡大にむけて、有機農業やエコファーマーなどの環境保全型農業の各種制度の周知や取組主体が情報交換・共有できる場の創設などが必要です。



## 2 地域内流通の仕組みづくり

### (1) 消費者ニーズに対応した流通の多様化

#### 【これまでの取組】

- 産直市を地産地消推進の拠点として位置づけ、各種イベントの実施を支援
- 産直市出荷者に対する技術指導、生産施設の整備及び出荷資材に対する支援
- ふくやまブランド農産物の生産拡大を目的とした出荷資材や施設整備等の支援
- 農林水産物を使用した新たな地域ブランド構築の取組支援による生産振興や情報発信



ふくやまブランド農産物のシンボルマーク [ふくやまSUN]





地産地消のシンボルマーク [ふくやま生まれ]

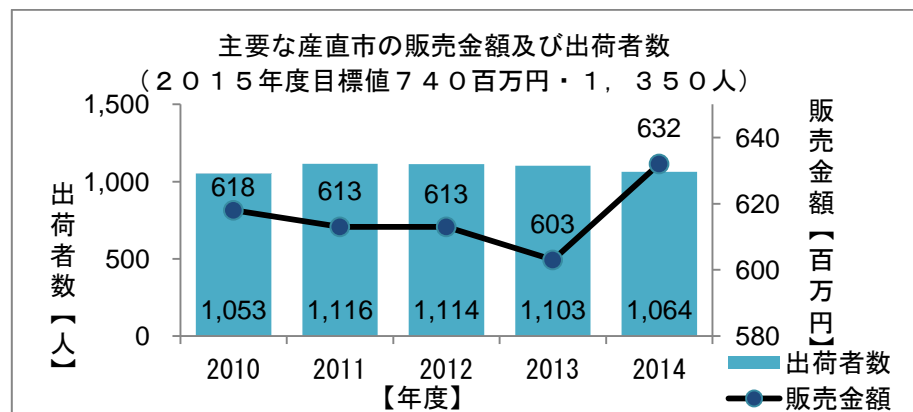
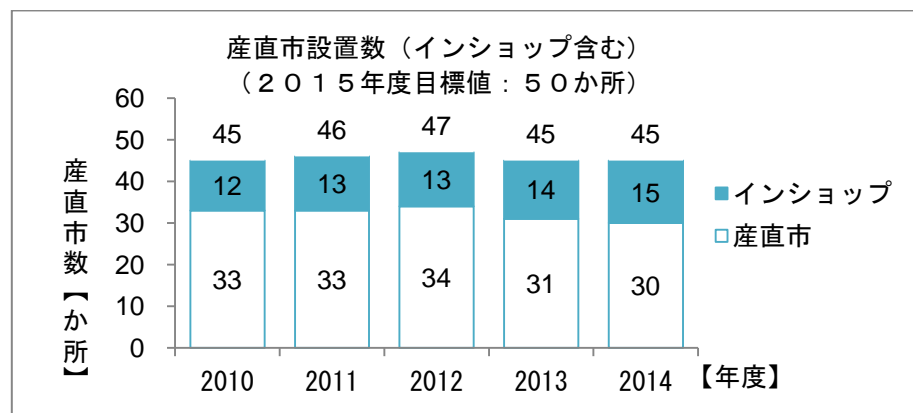
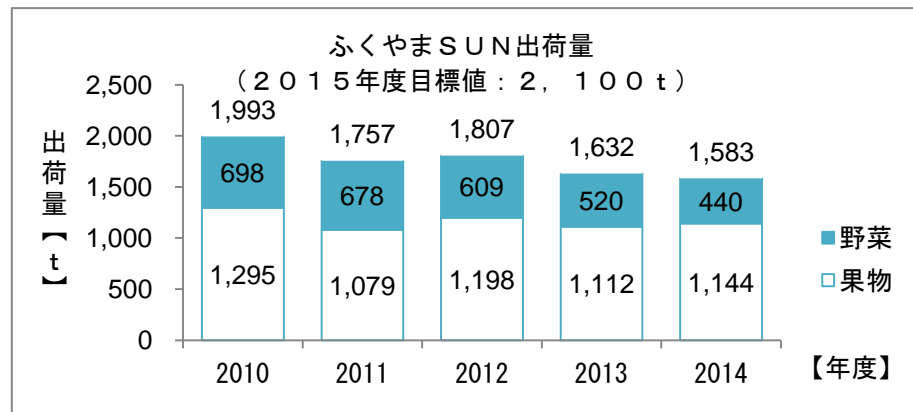
### 【現状と課題】

直売所やインショップの充実などによって流通の多様化が進んでいますが、販売品目の確保や集客力の強化などが求められています。

今後は、集客力の高い地域や店舗での出店や消費者の購買意欲を掻き立てるような産直市ならではの品目の作付を推奨することによって、旬、鮮度など農産物が持っている魅力を引き出す必要があります。

ふくやまブランド農産物「ふくやまSUN」においては、出荷量、栽培実績、販売額は年々減少しており、担い手の確保が急務となっています。農業研修などを通じた「ふくやまSUN」認定生産者団体への加入促進の取組や「ふくやまSUN」の認知度向上に向けた取組が必要です。

消費者のニーズを的確に捉えた農林水産物を利用した商品の開発、効果的なイベントの開催やその支援、新たな付加価値の創造につながる6次産業化の取組やブランディングなどの支援を実施する必要があります。



## (2) 学校・保育所給食等への地場産農林水産物の使用拡大

### 【これまでの取組】

- 地元農家等が生産する少量野菜にも対応できるブロック別献立等の拡充
- 地元農家等からの直接納入を拡大し、地場産物の積極的な利用を実施

- 直接納入への理解を深めるための交流会や講演会の開催



[福山市内産食材を使用した給食]

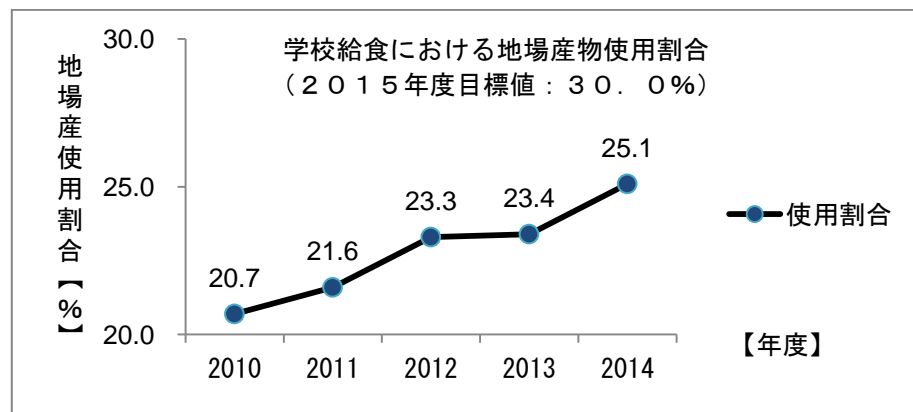


[給食施設見学会]

### 【現状と課題】

学校給食への直接納入の拡大が図られ、直接納入生産者、販売金額ともに順調な伸びを示していますが、各生産者の生産品目数や納入校数の拡大、継続的な納入の推進が求められています。

今後は、直接納入生産者を増加させ、安定した納品が可能となる品目や品種の選定、また、各生産者が複数校へ納入することができるような新たな仕組みが必要です。



## 3 生産者と消費者の相互理解の促進

### (1) 農林水産業とふれあう場の創出

#### 【これまでの取組】

- 市民農園をはじめ学校農園や福祉農園の設置を促進
- 小学校の総合学習等において地産地消の意義や食育などの啓発講座を実施

- 市民参加型のイベントの開催による地産地消や食育，食ブランドの普及・啓発
- 「地産地消」「食育」をテーマとした講演会やパネル展示による啓発



[パネル展示]



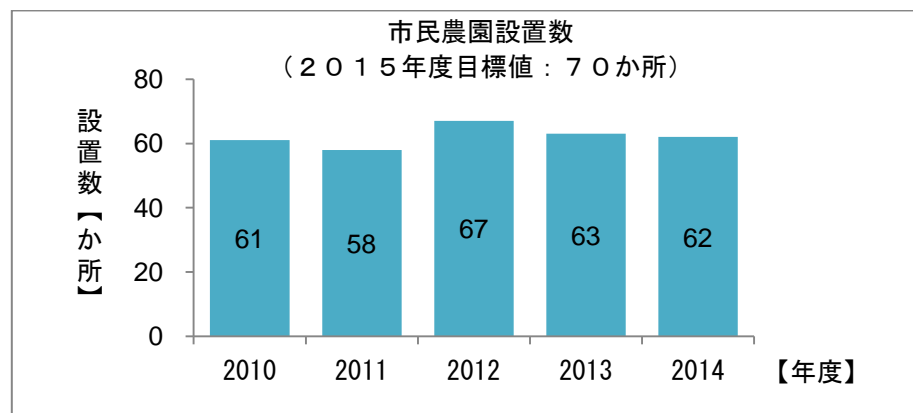
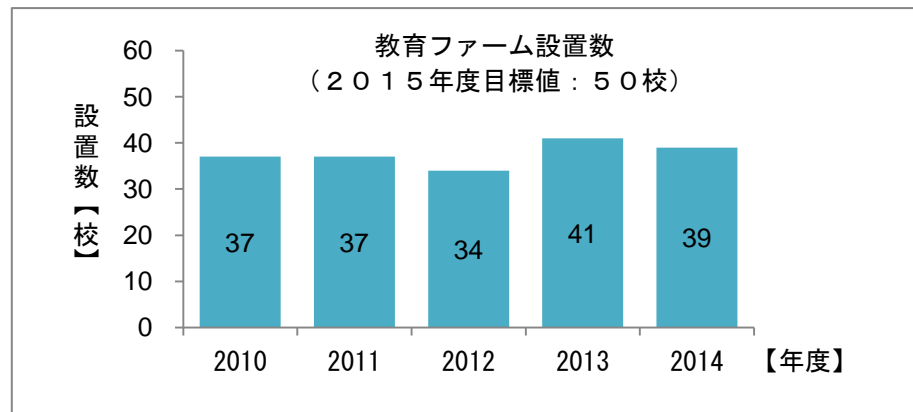
[講演会開催]

### 【現状と課題】

市民農園を開設するための手続きや支援制度などの情報の周知が不足していることもあり，市民農園開設の相談はありますが，開設には至っていません。

今後は，市民農園開設に必要な情報の整理，効果的な情報発信による潜在的な開設希望者の掘り起こし及び開設後の運営支援を実施する必要があります。

また，小学校の総合学習や公民館等の生涯学習における啓発講座や各種イベントでの啓発・普及活動によって，地産地消に対する意識は向上しています。地産地消の取組がより浸透するためには，引き続き啓発活動の推進や各種イベントでの普及・啓発を促進する必要があります。



## (2) 「食育」の推進

### 【これまでの取組】

- 郷土料理や行事食などの食文化継承を目的とした料理教室の開催
- 「食育」に関わるボランティア（食生活改善推進員）を育成
- 「食育の日」（毎月19日）または「ふくやま地産地消の日」（毎月29日）の啓発・普及のための試食会等の実施

### 【現状と課題】

「食育の日」（毎月19日）または「ふくやま地産地消の日」（毎月29日）に開催する試食会では、「食育」に関わるボランティアを中心に旬の食材を使用したレシピを考え、地域の方々への啓発及び普及活動を実施しています。また、小学校や保育所においても食育を推進するため、地域でとれた食材を献立に取り入れています。

引き続き、料理教室の開催や給食での地場産農林水産物の利用拡大が必要です。また、より多くの市民の関心を得るためには「食」「農」「健康」「環境」を有機的に結びつけた市民啓発が重要であり、「食育」に関わるボランティアをはじめとした関係者の連携が必要です。

## 第3章 計画の方向

### 1 基本方針

これまで地産地消の推進に取り組んできた結果、市内での「地産地消」という言葉についての認知度は向上しました。しかし、言葉として理解するだけでなく日常において実践されなければ意味がありません。今後は、生産者、流通業者、関連事業者、及び関係機関等の連携を強化し、消費者を含めた活動を実施し、より効果的に地産地消を推進する必要があります。

このことから、福山市地産地消促進計画で定めた3つの基本方針を継承し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進します。

- (1) 安心・安全な農林水産物の供給
- (2) 地域内流通の仕組みづくり
- (3) 生産者と消費者の相互理解の促進

### 2 施策の内容

#### (1) 安心・安全な農林水産物の供給

市内産農林水産物を安定的かつ継続的に供給するために、新規就農者及び新規漁業就業者を確保、育成するとともに、多様な担い手の経営の安定化が図られるよう支援します。

農業従事者の高齢化などにより耕作放棄地は増加することが懸念されているため、耕作放棄地の発生防止及び再生・活用の取組や農地の有効活用を促進し、担い手が効率的に農地を確保できるよう支援します。

また、環境にやさしい生産の取組などを通じて農林水産物の安全性を確保するとともに、消費者の安心感を高めるための情報提供を促進します。

#### 【担い手の育成・確保】

- 農業においては、認定農業者、集落法人、農業参入企業、定年帰農者や非農家出身者の新規就農者を農業の多様な担い手と位置

付け、育成を図ります。また、水産業においても、新規漁業就業者の育成を図ります。あわせて、女性農業者が活躍できるよう育成制度や支援体制の整備を図ります。

- 相談窓口の機能強化を図り、制度資金、補助事業などの各種制度の周知と活用促進を図ります。
- 研修制度の充実を図り、栽培や経営技術を早期に習得できる実践的な指導体制を整備します。
- 安定的な経営を継続的に行うことができるよう、販路拡大や加工品の製造・販売の支援を行います。

#### 【農地の有効活用】

- 農業が持つ食料生産機能をはじめとした多面的機能の保全を図るため、地域ぐるみでの耕作放棄地の発生防止や再生・活用の取組を支援します。
- 新規就農者や規模拡大をめざす農業者が効率的に農地の借受けができるよう支援します。

#### 【安心・安全の確保】

- 生産者を対象に食品表示法、農薬取締法などに関する制度の周知を図り、化学肥料・農薬の低減や農薬飛散を防止する技術指導などの実施により、適切な栽培や出荷を推進します。
- ふくやまブランド農産物「ふくやまSUN」の出荷者はもとより、農産物出荷者の栽培履歴の記帳励行を促進します。
- ふくやまブランド農産物「ふくやまSUN」の残留農薬検査を行います。
- 有機農業やエコファーマーなどの環境保全型農業を推進します。



## (2) 地域内流通の仕組みづくり

安心・安全な市内産農林水産物を身近な場所で購入できるよう流通・販売の仕組みを充実させるとともに、生産・販売の情報を提供し市内産農林水産物の利用拡大を推進します。

供給の安定を図るため、近隣地域間での産地の情報交換を行うなど広域連携体制の構築を図るとともに、6次産業化やブランディングなど新たな付加価値の創造に必要な取組を支援します。

また、学校・保育所給食については、安定した納入が可能となるよう、直接納入の拡大に取り組みます。

### 【消費者ニーズに対応した流通の多様化】

- 各種情報の収集や分析などにより、消費者ニーズの把握に努めます。
- 市内産農林水産物の流通拡大を図るため、消費者の利用機会が多い小売店舗内への市内産農林水産物コーナーの設置や産直市ならではの商品性のある品目や品種の作付けを促進します。
- 産直市への農林水産物の供給を促進するため、産直市出荷者に対し生産施設の整備や出荷資材費に対する支援を行います。
- 市場出荷が基本であるふくやまブランド農産物「ふくやまSUN」の出荷団体に対する支援を行い、生産・出荷拡大を促進し、市場流通を通じて地産地消の拡大を図ります。
- 福山発の食ブランド「福山うずみごはん」の食材として市内産農林水産物の利用拡大を図るとともに、地産地消推進と食ブランド普及の相乗効果が図られるよう情報発信を行います。
- 地域資源を活用した農林水産業の新たな付加価値の創出を図るため、広域連携の視点で情報交換を行い、農商工連携や6次産業化の取組を推進します。

#### 【学校・保育所給食等への地場産農林水産物の使用拡大】

- 学校・保育所給食等への生産者による直接納入を推進し、新メニューの検討やブロック別献立等により地場産物の使用を拡大します。
- 学校・保育所給食への市内産米の利用を促進し、食育の推進及び市内農業の振興を図ります。

#### (3) 生産者と消費者の相互理解の促進

農山漁村地域の活性化や里山・里地が有する豊かな水と緑の保全を図るため、都市住民と農業・農村や漁業・漁村との交流を推進し、生産者と消費者の相互理解を促進します。

また、健全な食生活や地域特産物、郷土料理など福山の風土に適した地産地消の食習慣の定着を図るため、食育を推進します。

#### 【農林水産業とふれあう場の創出】

- 生産者と消費者が相互理解を図り、地産地消を推進するため、イベントや交流会の開催を支援します。
- 地産地消のシンボルマークを活用しイベント等で地産地消の推進を図り、食育の日（毎月19日）及びふくやま地産地消の日（毎月29日）の普及・啓発を図ります。
- 小学校の総合学習や公民館等の生涯学習において、地産地消の意義や食育などの啓発講座を推進します。
- 農業体験を通じて農業、地産地消や食育を学ぶ場として市民農園や学校農園等の取組を支援します。

#### 【「食育」の推進】

- 地域や学校・保育所給食等において、郷土料理や行事食を積極的に取り入れ、次世代へ継承することを推進します。また、学校・保育所の児童と生産者との交流会等の実施により、食と農への理解を促進します。

- 地域の豊かな農林水産物を使った新たな郷土料理の創出を推進します。
- 「食育」を全市的に展開していくために、地域で「食育」に関わるボランティアの育成を推進します。

## 第4章 計画の推進

### 1 基本目標

	2014年度 (平成26年度)		2020年度 (平成32年度)
(1) 安心・安全な農林水産物の供給			
◆認定農業者数	112 経営体	→	120 経営体
◆耕作放棄地対策支援地区数	27 地区	→	35 地区
◆環境保全型農業の取組数	19 件	→	20 件
(2) 地域内流通の仕組みづくり			
◆主要な産直市の販売金額（インショップ含む）	632,000 千円	→	740,000 千円
◆学校給食における地場産物使用割合	25.1%	→	35.0%
(3) 生産者と消費者の相互理解の促進			
◆市民農園の設置数	62 か所	→	80 か所
◆「食育」に関わるボランティア数	532 人	→	800 人

### 2 推進体制

本計画を実施するため、市内の生産、流通、消費などの関係団体と市で構成する「福山市地産地消推進協議会」を推進本部とし、市内及び近隣市町における各団体等が取り組む地産地消推進事業との協働・連携体制を一層強化し、取組を推進します。

また、庁内関係各課で構成する「福山市地産地消推進運動プロジェクト会議」により、福山市における地産地消推進運動が機能的に展開できる庁内体制を確立し、地域の実情に即した地産地消を推進します。

## 用語解説

- インショップ  
スーパーマーケットなど、量販店内に設置された産直市コーナー。
- エコファーマー  
「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥による土づくりと化学肥料等の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者。
- 学校給食のブロック別献立  
市域を複数ブロックに分けて、ブロック毎にそれぞれ異なる給食献立とすること。
- 教育ファーム  
自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組。農林漁業者などによる指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上の期間をかけて行うもの。
- 耕作放棄地対策支援地区  
地域団体やNPO等が、耕作放棄地及び耕作放棄となる恐れが高い農地を再生し、活用する事業を総合的に取り組む地区として福山市が指定したもの。2015年（平成27年）3月31日以前は、耕作放棄地解消モデル地区として指定。
- 里山・里地  
人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、二次林（原生林が伐採や災害によって破壊された後、自然に、または人為的に再生した森林）、農地、ため池、草原などで構成される、多様な生物の生息・生育空間。同時に、人間の生活・生産の場であり、生活文化が育まれ、多様な価値を持つ多義的な空間。

- 市民農園

サラリーマン家庭や都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいつくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

- 集落法人

農業経営の基盤となる農地の確保において、集落または一団の農用地区域を単位に、地域の合意に基づく面的な集積を行うことで、効率的かつ安定的な経営が可能となる農業経営を営む法人で、農業経営基盤強化促進法に規定する「特定農業法人」又は人・農地プランにより「地域の中心となる経営体」として位置づけられ、将来的に地域の農地の相当部分を担うと認められる法人であるもの。

- 食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として食育推進基本計画により定められた。「食育」の「育」<sup>イク</sup>から、毎月19日。

- 食品表示法

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して創設された食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度。食品を摂取する際の安全性や一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の確保を目的としている。

- 第2次福山市健康増進計画

健康増進法に基づき、国が定める「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」および広島県健康増進計画を勘案して策定する市町村健康増進計画。2013年度（平成25年度）からの5年間を計画期間とし、「市民自らが健康づくりに取組、だれもが健やかでいきいきと暮らせるまち」をめざすことを共通理念に掲げ、基本目標である「健康寿命の延伸」の実現に向け、市民や行政、関係団体などが一体となって、取り組むもの。

- 第2次福山市食育推進計画

食育基本法に基づき、国が定める「第2次食育推進基本計画」を勘案して策定する市町村食育推進計画。2013年度（平成25年度）からの5年間を計画期間とし、「市民自らが健康づくりに取り組み、だれもが健やかでいきいきと暮らせるまち」をめざすことを共通理念に掲げ、基本目標である「食育の実践」の実現に向け、市民や行政、関係団体などが一体となって、取り組むもの。

- 認定農業者

農業者が自ら効率的な農業経営改善計画を作成し、①農業経営基盤強化促進法に基づき市が策定した基本構想に照らして適切②その計画の達成される見込みが確実③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切、との基準に適合するとして市から認定を受けた農業者。

- 農業の多面的機能

食料生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農業・農地が持っている機能

- フェロモントラップ

昆虫の性フェロモンを利用しトラップにかかった虫の数を調査し、適切な防除時期を把握する方法。これにより薬剤散布回数や使用する農薬を減らし、環境にやさしい農業の定着を図る。

- 福山うずみごはん

2011年（平成23年）に、市制施行95周年を記念して決定した福山発の食ブランド。江戸時代の儉約政治によりぜいたくが禁止されたことから、具をご飯に隠して食べたことが始まりと言われる福山市の郷土料理「うずみ」にスポットをあてており、定番の「鯛うずみ」をはじめ、和・洋・中華風アレンジしたものが創作されている。

- ふくやま生まれ  
福山市の地産地消を推進するためのシンボルマーク。市内産農林水産物及びその加工食品、地産地消推進のための普及・啓発活動に使用されている。
  
- 福山市農業振興ビジョン  
「第四次福山市総合計画」の分野別計画。本市の地域特性を活かした農業振興を図るため、新たな将来像を「協働で守り育てる 豊かさと賑わいに満ち 活力ある福山農業」として2011年（平成23年）3月に策定。計画期間は2011年度（平成23年度）～2020年度（平成32年度）。中間見直しは2015年度（平成27年度）。
  
- ふくやま地産地消の日  
「食」と「農」と「健康」と「環境」を考え地産地消を実践する日として設定。「福山」の「<sup>フク</sup>福」から、毎月29日。
  
- ふくやまブランド農産物  
ふくやまブランド農産物推進協議会が、適切な栽培基準で生産され、栽培履歴（農薬散布内容など）が確認できると認定した、新鮮・安心・美味しさを備えた地元の農産物。愛称は「ふくやまSUN」。
  
- 6次産業化  
農山漁村に豊富に存在する地域資源を活用し、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組。  
(1次×2次×3次＝6次産業化)